

環境形成協定書ひな形（抜粋）

神戸市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、令和●年●月●日付け締結の土地売買契約にかかる公正証書（以下「契約書」という。）第●条の規定に基づき、次により協定を締結する。

（目的等）

第 1 条 この協定は、法令及び契約書に定めるもののほか、乙が履行しなければならない事項を定め、神戸複合産業団地の健全な発展及び神戸複合産業団地並びにその周辺地域の良好な環境の創造に寄与することを目的とする。

2 乙は、信義を重んじ誠実にこの協定を履行しなければならない。

（屋外広告物）

第 6 条 屋外広告物の設置方法等については次の各号のとおりとし、その設置については甲の承認を得なければならない。

- (1) 設置の位置は土地の範囲内で必要最小限とし、窓ガラス面・屋上及びペントハウスには設置を禁止する。また、独立する広告塔の設置も禁止する。ただし、これによりがたいと認める特別の理由があるときは甲と協議し承認を得ればこの限りではない。
 - (2) 表示の内容は乙の社名・事業所名及び商標とする。
 - (3) 表示の色彩及び大きさは周囲の環境と調和したものとし、点滅灯及び蛍光塗料の使用は禁止する。
 - (4) 前号各号に定める内容のうち、神戸三木線・複合産業団地環状線・西下木津線・区画道路 1 号線・複合産業団地中央線の一部（区画道路 1 号線及び複合産業団地環状線を結ぶ区間）に面する位置の屋外広告物については、別途甲の承認を得ればこの限りではない。
- 2 屋外広告物については法令に定めるもののほか、神戸市屋外広告物条例（平成 12 年 1 月条例第 50 号）による。